

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	高根沢町

高根沢町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 高根沢町産業課
所在地 塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地
電話番号 028-675-8104
FAX番号 028-675-8114
メールアドレス nousei@town.takanezawa.tochigi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、カワウ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマ、タヌキ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	高根沢町全域（70.87平方キロメートル）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値（千円）	被害面積(a)
イノシシ	野菜（甘藷）等	3	2
ハクビシン	イチゴ、野菜等	45	4
タヌキ	イチゴ等	23	2
カラス類	水稲、野菜等	143	32
カモ類	水稲等	298	47
ニホンザル	野菜	—	—
ニホンジカ	野菜	—	—
アライグマ	野菜	—	—

* 被害金額は聞き取り等による推定値

(2) 被害の傾向

イノシシ	下柏崎、中柏崎、桑窪地区で目撃情報及び野菜（甘藷等）類の被害が発生している。 なお、定住している事実の確認は取れず、近隣市町からの流入と考えられる。
ハクビシン・タヌキ	ここ近年は目撃情報が増加しており、毎年人家近くのイチゴ等果物、野菜等に被害が出ている。
カラス類	年間を通し、水稲、露地野菜等に被害が発生している。特に田植え時期の定植苗の引き抜きは、本町の基幹作物である稲作に被害を及ぼしている。
カルガモ	田植え時期に定植苗の踏み倒し等の被害がある。
アライグマ	具体的な被害は報告されていないが、県全域に生息しているため、今後被害が発生する可能性がある。
ニホンザル ニホンジカ	具体的な被害は近隣市町を含めて報告されていない。 隣接市町で目撃情報があった際に、目撃及び被害の可能性はある。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
イノシシ	被害金額(千円)	3	0
	被害面積(a)	2	0
ハクビシン	被害金額(千円)	45	40.5
	被害面積(a)	4	3.6
タヌキ	被害金額(千円)	23	21
	被害面積(a)	2	1.8
カラス類	被害金額(千円)	143	129
	被害面積(a)	32	29
カルガモ	被害金額(千円)	298	268
	被害面積(a)	47	42

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止 対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【全般】 実施隊員による定期的なパトロール(わなの設置等)と緊急時の現地調査の実施をしている。</p> <p>【ハクビシン・タヌキ】 令和3年2月から許可申請受付・捕獲許可を発出し、捕獲活動を実施している。</p> <p>【カルガモ・ハシブトガラス・ハシボソガラス】 銃器による駆除を実施している。(例年、ゴールデンウィーク終盤に実施)</p> <p>【イノシシ】 実施隊を設置し、町内全体で出没時の対応を行っている。また連絡体制などは「イノシシ等出没時における対応マニュアル」のとおり対応を行う。</p> <p>ニホンザルについても、出</p>	<p>【全般】 狩猟免許(わな猟・銃猟)所持者が不足している。</p> <p>【ハクビシン・タヌキ】 出没頻度が高くなっている。イノシシ等に比べて小柄で身軽であるため、人家での目撃情報も多い。果樹等の近くで多く目撃されるため、今後の方針を考える必要がある。</p> <p>【カルガモ・ハシブトガラス・ハシボソガラス】 鳥獣駆除を委託している猟友会は高齢化が進み従事者が不足しており、捕獲の担い手の育成が必要である。</p> <p>原則として、市街地では銃器駆除は禁止であり、銃器以外の方法を考える必要がある。</p> <p>【イノシシ】 近隣市町境界にて目撃情報が増加しているため、市町の連携</p>

	没時は同様の対策を想定している。	をすることや捕獲の担い手の育成を考慮し、今後の方針を考える必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	実績なし	防護柵の設置には経費がかかるため、今後の被害状況や生息区域を把握し、経費に対する効果を勘案し導入を検討する。
生息環境管理その他の取組	実施隊員による見回りの中で必要に応じ、「放任果樹の除去」や「下草刈りの実施」等の対策を被害農家等に周知している。 また、町も広報等を通じて上記の被害防止対策の周知を行っている。	基本的には、左記のような有害鳥獣全般に向けた対策のみを実施している状況であるため、鳥獣の種類や被害状況に応じた被害防止対策を講じることができるよう、今後の方針を考える必要がある。

(5) 今後の取組方針

<p>被害状況については、情報収集を行い被害の把握に努める。</p> <p>イノシシ・ハクビシン・タヌキ・アライグマについては、エサ場となる圃場周辺のやぶの刈払い、放任果樹の除去等などの誘因物の撤去を実施し、鳥獣を寄せ付けない環境づくり、定着の防止を図る。また、現在は実施していないが、被害状況次第では侵入防止柵の設置・囲い等による捕獲又は追い払いを実施する。</p> <p>ハシブトガラス・ハシボソガラス・カルガモについては、鳥よけによる追い払いの強化等により、定着の防止を図る。また、定期的な駆除を実施し、特に田植え時期の被害軽減に努める。(例年、ゴールデンウィーク終盤に実施。)</p> <p>ニホンザルについては、現状被害報告は無いため、今後の被害状況により追い払いを基本とし、被害防止対策を実施していく。</p> <p>ニホンジカについては、現状被害報告は無いため、今後の被害状況に応じて有害捕獲許可を発出し、被害防止対策を実施していく。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>ハクビシン及びタヌキについては、令和3年2月から許可申請受付・捕獲許可を発出し、捕獲活動を実施している。</p> <p>なお、アライグマが加害種となっている可能性もあるため、目撃並びに被害の情報次第で、捕獲許可の発出を検討する。</p> <p>カラス類・カルガモ及びイノシシについては、栃木県猟友会塩谷支部高根沢分会及び阿久津分会に委託し銃器による駆除を実施している。</p>

カワウについては、栃木県鬼怒川漁業協同組合がカワウの駆除及び追い払い等の対策を実施している。

ニホンジカ及びニホンザルについては、近隣市町からの流入により出没が懸念されるため、栃木県及び近隣市町と情報共有し、出没区域の把握に努め、鳥獣被害対策協議会と猟友会が連携し、出没区域を中心に捕獲活動を実施していく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ハクビシン タヌキ	【イノシシ・ハクビシン・タヌキ】 銃器・わな等による捕獲を継続し、被害状況次第で侵入防止柵（電気柵）や囲いわなの設置による捕獲の検討
令和5年度	アライグマ ハシブトガラス ハシボソガラス	【アライグマ】 目撃並びに被害情報次第で、ハクビシン・タヌキ等と同様の内容で捕獲の検討
令和6年度	カルガモ ニホンジカ ニホンザル	【カラス類・カルガモ】 田植え期・狩猟期間に銃器による駆除を実施 【共通】 農業者のわな猟免許取得を促進（派遣）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>カラス類・カルガモについては、被害状況の把握が困難であるため、例年並みの被害を想定し、捕獲数については現在実施している鳥獣駆除を継続し、同等数以上を目標値として設定する。</p> <p>イノシシについては、近年捕獲数が増加していることや生息区域の拡大が懸念されていることを踏まえ、捕獲実績の同等数以上を目標値とする。</p> <p>ハクビシン及びタヌキについては、目撃情報及び被害報告が増加していることを受け、令和3年2月から捕獲活動を実施している。捕獲数については、現在の捕獲活動を継続し、実績の同等数以上を目標値とする。</p> <p>アライグマについては、目撃情報が増加しており、想定される被害はハクビシン・タヌキ等の被害に類似している。これまで捕獲した実績はないため、現状では捕獲計画数を「なし」として、今後の被害状況により計画を立て実施していく。</p> <p>なお、カワウについては、栃木県の「カワウ管理指針」に基づき適宜対応する。</p> <p>ニホンジカ及びニホンザルについては、これまで捕獲した実績はないため、現状では捕獲計画数を「なし」として、今後の被害状況により計画を立て実施していく。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス類	260	260	260
カモ類	150	150	150
イノシシ	30	30	30
ハクビシン・タヌキ	各10	各10	各10
アライグマ	計画なし（被害状況に応じて、捕獲計画を策定し、実施していく。）		
ニホンジカ			
ニホンザル			

捕獲等の取組内容
<p>【カラス類・カルガモ】</p> <p>捕獲手段 : 銃器、わなによる駆除</p> <p>実施予定時期 : 田植え期、狩猟期間</p> <p>予定場所 : 高根沢町全域（市街地を除く）</p> <p>【共通】</p> <p>留意事項 : 捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないよう配慮する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>主な捕獲方法として、ライフル銃による捕獲を実施する予定はないが、町内全域を実施隊が見回る以上、必要に応じて許可判断を行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
高根沢町全域 (市街化区域を除く)	すべての鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	計画なし（被害状況に応じて、整備計画を策定し、実施していく。）		
ハクビシン・タヌキ			
ニホンジカ			
アライグマ			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	計画なし（被害状況に応じて、整備計画を策定し、実施していく。）		
ハクビシン・タヌキ			
ニホンジカ			
アライグマ			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ハクビシン	【イノシシ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ】被害農家戸別による罾・防護ネット設置及び所有地周辺の刈払い、餌となる放任果樹の撤去等（目撃情報はないが、シカ・ニホンザルもこれに準ずる。） 【カラス類・カルガモ】被害農家戸別による鳥よけの設置、追い払い等
令和5年度	アライグマ タヌキ	
令和6年度	カラス類・カルガモ ニホンジカ ニホンザル	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

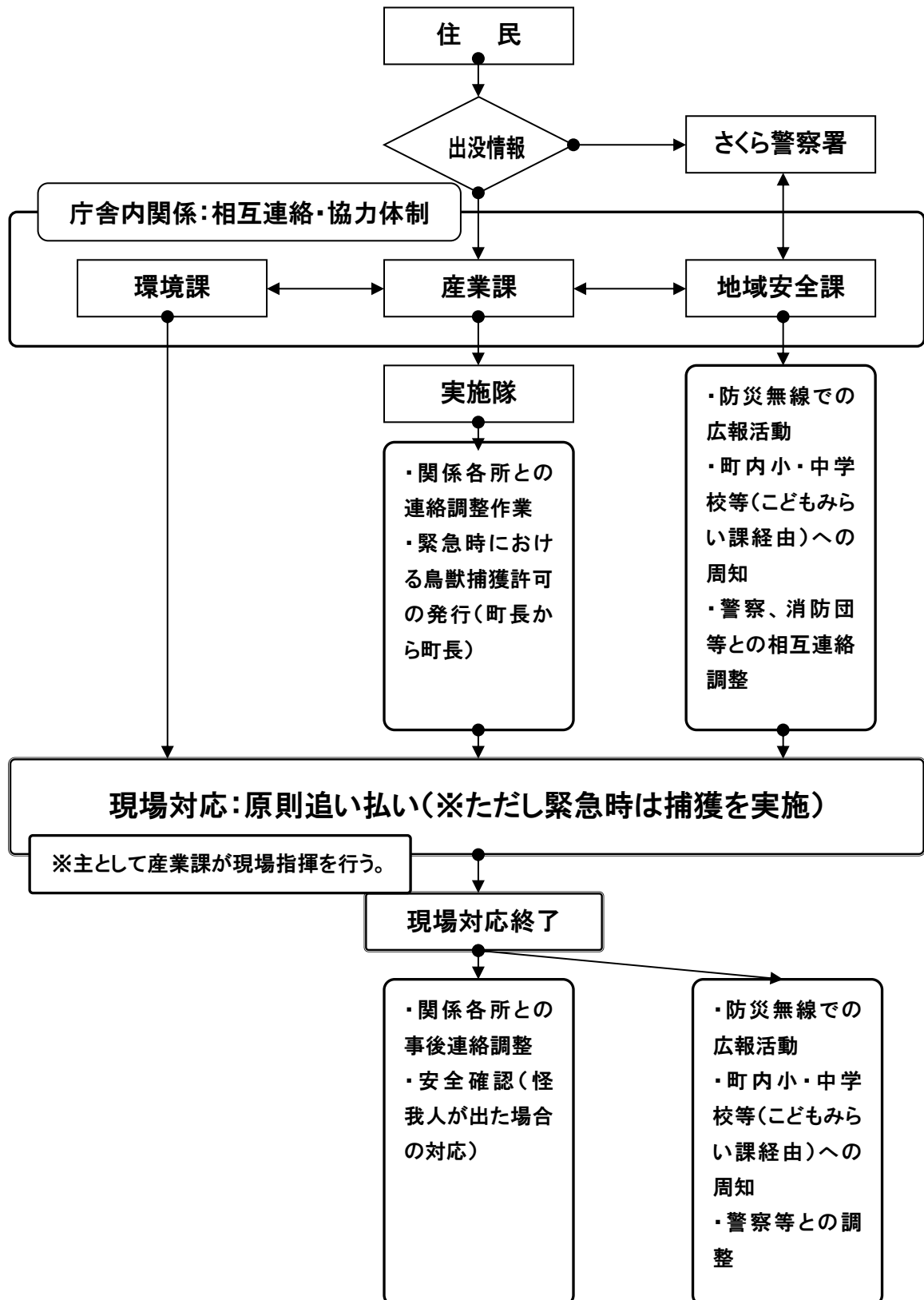
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高根沢町	被害状況、野生鳥獣の生息状況等の情報収集。連絡調整。
栃木県猟友会塩谷支部 高根沢分会及び阿久津分会	鳥獣の捕獲。 野生鳥獣の生息状況等の情報収集及び提供。
高根沢町鳥獣被害実施隊	緊急性の高いイノシシ等の出没時の追払い。 野生鳥獣の生息状況等の情報収集及び提供。
被害地区農事組合	被害農家からの被害情報の取りまとめ。被害農家との連携。
矢板森林管理事務所	必要に応じ、各種情報の共有と提供。
塩谷南那須農業振興事務所	必要に応じ、各種情報の共有と提供。
塩野谷農業協同組合	被害農家との連絡。各種情報の収集と提供。
さくら警察署	必要に応じ、技術供与と支援。
高根沢町消防団	必要に応じ、捕獲支援。広報、住民の保護。

(2) 緊急時の連絡体制

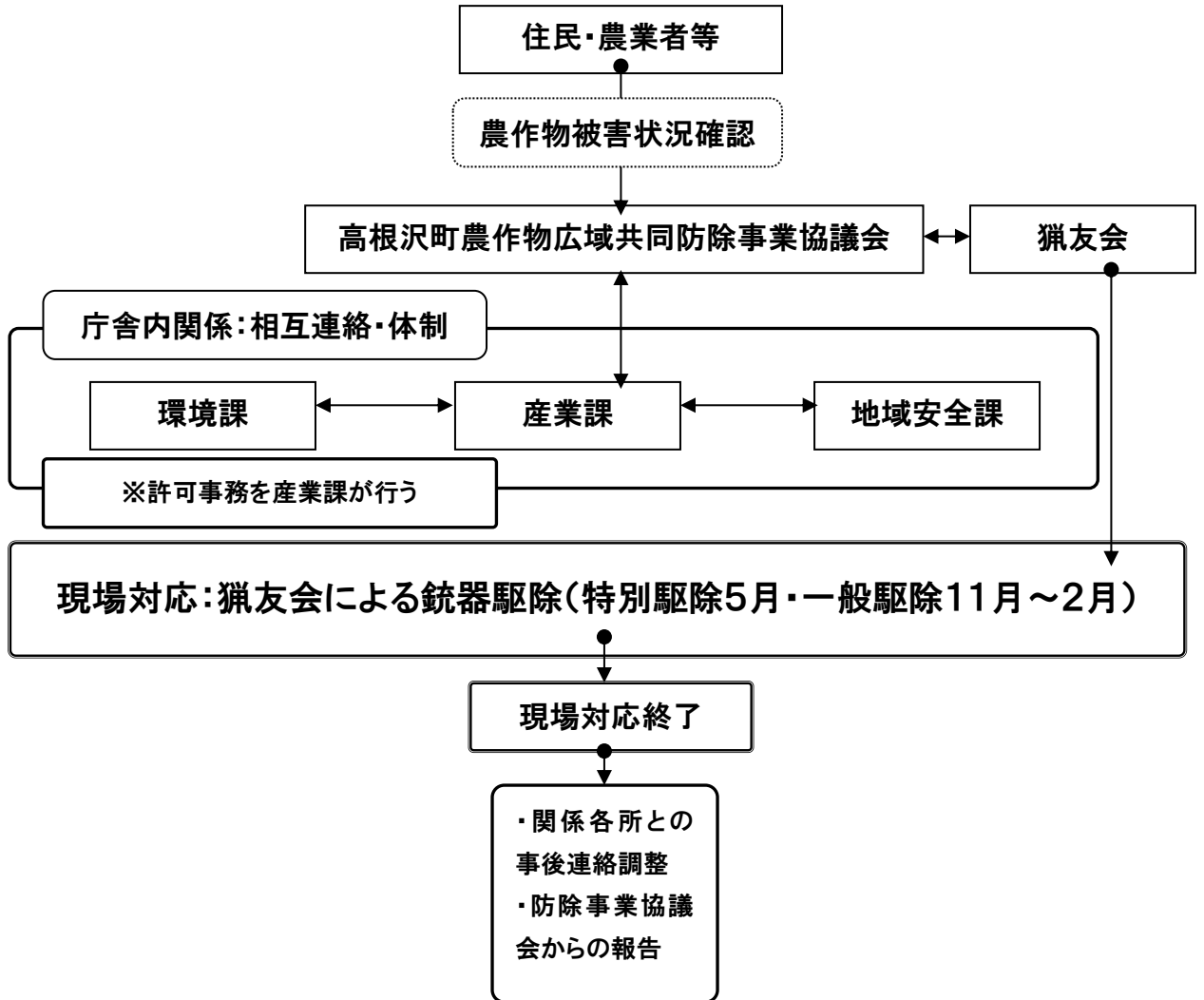
◆ 連絡体制フロー ◆

ケース①：町内に出没（目撃）による人身被害の発生又はそのおそれがある場合



◆ 連絡体制フロー ◆

ケース②：農作物被害の発生又はそのおそれがある場合



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」また、同法に規定される基本指針に基づき、持ち帰りの上、速やかに焼却処理を行うことを原則とする。なお、やむを得ず埋設処理する際は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理を行うものとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	福島第一原子力発電所事故の影響により、本町において捕獲されたイノシシの肉は原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、捕獲従事者へその旨を周知徹底し、自家消費の自粛を促す。
----	--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	設置日	協議会関係機関
高根沢町鳥獣対策協議会	H28. 5. 16	塩谷南那須農業振興事務所
		栃木県矢板森林管理事務所
		栃木県猟友会塩谷支部高根沢分会
		栃木県猟友会塩谷支部阿久津分会
		高根沢町役場

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高根沢町議会	住民から要望等の集約、報告。
高根沢町農業委員会	被害農家の連携。各種情報の収集と提供。
高根沢町教育委員会	必要に応じ、情報提供。周知、児童生徒の保護。
矢板森林管理事務所	必要に応じ、情報提供及び情報共有。
塩谷南那須農業振興事務所	必要に応じ、情報提供及び情報共有。
矢板土木事務所	必要に応じ、情報提供及び情報共有。
J R東日本	必要に応じ、情報提供による交通の円滑化
高根沢町「マント」交通システム情報センター	必要に応じ、情報提供による交通の円滑化

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年11月1日設置

隊員8名

構成 猟友会塩谷支部高根沢分会、猟友会塩谷支部阿久津分会

高根沢町役場

(4) その他被害防止施策の実
施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、県が開催する農業者を対象とした、わな
猟免許取得を促進し、被害防止施策の実施体制を整備する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接市町及び県と情報を共有し、相互に連絡を取り合い、必要に応じて
共同で捕獲する。(鳥獣被害対策実施隊の広域連携)

イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体を確認されていること
から、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲し
たイノシシを埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで
密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。